

令和7年11月27日報道発表資料 川崎市(環境局)

九都県市同日発表 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、 川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

九都県市合同で大気環境の更なる改善に向けた対策の推進に関する要望を 国に対して実施しました

九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、 さいたま市、相模原市)では、大気環境の更なる改善に向けた対策の推進につい て、国に対して要望しましたので、お知らせします。

- 2 要望先 国の関係省庁(経済産業省、国土交通省、環境省)
- 3 要望内容 別添要望書のとおり

問合せ先

川崎市環境局環境対策部地域環境共創課 石田電話 044-200-2505

大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について

大気環境の状況は、これまでの各種固定発生源対策や移動発生源対策の実施などにより、二酸化窒素や浮遊粒子状物質に係る環境基準を達成するなど、確実に改善している。

その一方、大気環境中の光化学反応等により二次的に生成される光化学オキシダントや微小粒子状物質(以下「PM2.5」という。)については、環境基準の達成状況等から更なる改善が求められる。

特に、光化学オキシダントについては、環境基準の達成率が依然として低い状況にあり、さらに光化学スモッグ注意報についても、関東地方を中心に多く発令されている状況である。また、光化学オキシダントやPM2.5は、短寿命気候汚染物質を含むことなどから、気候変動対策の観点からも対策が求められる。

光化学オキシダント及び PM2.5 の原因物質である揮発性有機化合物(以下「VOC」という。)については、法規制と自主的取組を組み合わせた現行の排出抑制制度により削減が進んだものの、近年その傾向は鈍化しており、光化学オキシダントや PM2.5 の大幅な改善は見込めない状況となっている。

また、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(以下「自動車 NOx・PM 法」という。)に基づく総量削減基本方針の効果として、対策地域内の自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の排出総量の削減は進んでいるが、依然として自動車排出ガスは光化学オキシダントや PM2.5 の原因物質である VOC や窒素酸化物(以下「NOx」という。)等の主要な発生源となっているほか、タイヤやブレーキの摩耗に伴い発生する粉塵の環境への影響を把握するための測定方法が確立されていない状況となっている。

現在、国では光化学オキシダントに関する環境基準の見直しや新たな対策の検討が進められているが、大気環境の更なる改善に向けて、光化学オキシダントや PM2.5 の生成メカニズム等の詳細な解明を早期に行うとともに、今後も継続的な自動車排出ガス対策を実施するなど、行政区域を越えた総合的かつ広域的な原因物質削減対策を推進することが重要である。

ついては、今後の良好な大気環境を実現するため、九都県市として以下の事項を要望する。

- 1 VOC 排出量の更なる削減に向けて、新たな削減目標を設定するなど、総合的かつ広域的な削減対策を推進すること。
- 2 VOC 排出抑制対策における事業者の自主的取組が一層推進されるよう、中小事業者への財政支援など必要な措置を引き続き講じること。また、公共調達における VOC 排出抑制への取組が推進されるよう、グリーン購入法等において VOC 対策の配慮事項を拡大するなど必要な措置を講じること。
- 3 自動車 NOx・PM 法による施策を継続して講じるとともに、流入車対策を含めた 実効性のある自動車排出ガス対策を講じること。また、NOx 排出量の多いディー ゼル重量車の更新が促進される措置を講じること。
- 4 新車時の自動車排出ガス低減性能が使用過程でも維持されるための技術開発 に資する調査研究を行うこと。また、自動車の実際の走行時における、自動車排 出ガスの状況を的確に把握できる測定方法のディーゼル重量車への導入及び実 際の走行時における自動車排出ガスを低減させる措置を講じること。
- 5 タイヤやブレーキの摩耗に伴い発生する粉塵について、測定方法を確立する とともに、自動車メーカー、タイヤメーカーに対して粉塵の発生低減のため、技 術開発の推進を働きかけること。

令和7年11月27日

経済産業大臣 赤澤亮正様

国土交通大臣 金子恭之様

環境大臣 石原宏高様

九都県市首脳会議

座長横浜市長山中竹春 埼玉県知事 大 野 元 裕 千葉県知事 熊谷俊人 東京都知事 小 池 百合子 神奈川県知事 黒 岩 祐 治 川崎市長 福田紀彦 千葉市長 神谷俊一 さいたま市長 清 水 勇 人 相模原市長 本村 賢太郎